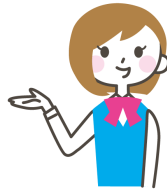


利用の方法

受付

受付でお申し出ください。

お電話でご相談頂いても結構です



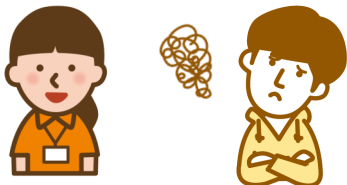
適用

手続きの結果、適用となれば医療費の自己負担の減額または免除されます。



相談

ソーシャルワーカーがお身体や生活の状況についてお伺い致します。



こんな時ぜひご相談ください
一緒に解決の道を探しましょう



- 保険証がない
- 短期保険証、資格証明書の方
- リストラ、失業などで一時的に収入が無くなって医療費の支払いが大変になった方
- 年金収入だけだと医療費支払いが大変な方
- 「医療費が支払えない」と治療を受けずに悩んでいる方 などなど



医療法人社団寿会 **吉沢病院**

〒367-0000 埼玉県本庄市1216番地1

☎ 0495-21-7781

HP : <http://www.yoshizawa-hospital.jp/>

経済的な
理由により



必要な医療を受ける機会が
制限されることのないように

無料低額 診療事業の お知らせ

社会福祉法第2条第3項に規定する事業



医療法人社団寿会 **吉沢病院**

無料低額診療事業



Q1：どんな人が利用できますか？

A1：この制度を利用できるのは以下の全てに当てはまる方です。

- 吉沢病院で治療を受けられる方
- 経済的な理由で診療費の支払いが困難な方 ただし、いくつかの条件があります。



Q2：対象者の基準はありますか？

対象者	減免率	減免期間
無保険者、ホームレス、低所得者、DV被害者 住所喪失不安定就労者、人身取引被害者 外国人労働者等、社会的援護を必要とする人	総医療費の全額免除もしくは一部免除	原則1か月
※世帯の収入が、当院で定める基準に該当する方	保険診療の一部負担金の全額免除	原則6か月
	保険診療の一部負担金の50%を免除	原則6か月

※世帯の収入については、国で定める生活保護基準を参考に当院で定める基準を用いて判断します。必要性や生活の困窮の実態に応じて、減免率を決定させていただきます。

• この制度は、生活が改善するまでの一時的な措置です。公的制度や社会資源を活用し、一緒に今後の生活改善の方法を見つけましょう。

Q3：医療費のどれくらいが免除となりますか？

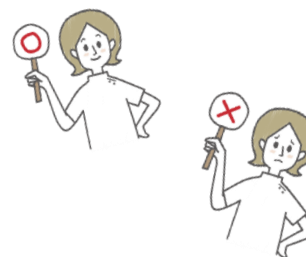
A3：吉沢病院で行われた外来、入院での保険診療となります。ただし、院外処方箋による調剤薬局でのお支払いについては対象となりません。

Q4：手続き窓口はどこですか？

A4：利用を希望する方は、吉沢病院の受付にお申し出ください。

Q5：申請に必要な物はなんですか？

A5：収入を確認できる物（給料明細や年金証書など）を確認させていただきます。



●最寄駅（JR本庄駅）



<北口>

タクシー 約5分

徒歩 約25分



★はにぼん号もご利用できます

はにぼん号とは、事前の電話予約に応じて、乗車した停留所から目的地の停留所まで乗り合いで運行する便利な交通サービスです。

※予約状況によりご希望に沿えない場合もあります。

ご予約の受付

予約センター連絡先 0495-21-7797

